平成２３年（フ）第２６１号
鹿児島県鹿児島市紫原５丁目18番５号　ヒロコハイツ202号
債務者　稲森　夏美
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第２７２号
鹿児島県鹿児島市常盤２丁目13番10号　モリアパート101号
債務者　松元　広友
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第２７３号
鹿児島県鹿児島市常盤２丁目13番10号　モリアパート101号
債務者　松元　朋子
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第５２号
鹿児島県大島郡徳之島町亀徳2214番地　町営港ヶ丘団地４棟301号、旧住所鹿児島県大島郡徳之島町亀徳1643番地
債務者　田畑まどか（旧姓倉田・藤田）
1　決定年月日時　平成23年６月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２３年（フ）第５９号
鹿児島県奄美市名瀬平田町30番３号、旧住所東京都江東区大島２丁目37番９―903号
債務者　岡村　克仁
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２３年（フ）第６８号
鹿児島県姶良市加治木町木田1007番地
債務者　郡山　政彦
1　決定年月日時　平成23年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第５３号
宮城県白石市新館町８番１―201号
債務者　佐藤　　忍
1　決定年月日時　平成23年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第５５号
宮城県柴田郡川崎町大字川内字北川原山113番地68
債務者　板橋　幸恵
1　決定年月日時　平成23年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第７６号
長野県上田市塩川2700番地37
債務者　阿部　律子
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第３５号
長野県下伊那郡高森町下市田1567番地17　エトワール・ナカ401
債務者　木下　雄二
1　決定年月日時　平成23年６月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２３年（フ）第５１号
長野県上伊那郡宮田村3418番地
債務者　大川　敦子
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２３年（フ）第５２号
長野県伊那市西春近4105番地184　ウエストハイツ101号
債務者　池上佐知子
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２３年（フ）第８１２号
京都府宇治市広野町尖山４番地の808
債務者　辻建設こと　辻　　修司
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第８３２号
京都市中京区壬生森町28番地３　ロイヤルハイツ青木202号
債務者　西井　一雄
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第８３３号
京都市山科区西野山射庭ノ上町24番地１　ロイヤルハイツ秀315号
債務者　石田　初則
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第８４８号
京都市下京区猪熊通四条下る松本町277番地モンピエース277　206号室、前住所滋賀県長浜市公園町２番44号
債務者　松居　静夫
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第８４９号
京都市伏見区醍醐外山街道町13番地　辰己市営住宅５―301
債務者　髙木　一美
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係